

# 第 2 1 期 中 間 決 算 公 告

2019年12月20日

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号  
株式会社 みなと 銀行  
取締役頭取 服 部 博 明

## 中 間 貸 借 対 照 表 (2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	523,348	預 金	3,343,454
コ ー ル ロ ー ン	12,028	譲 渡 性 預 金	4,600
商 品 有 価 証 券	7	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	10,370
有 価 証 券	188,266	借 用 金	8,858
貸 出 金	2,712,157	外 国 為 替	264
外 国 為 替	5,238	そ の 他 負 債	9,061
そ の 他 資 産	48,476	未 払 法 人 税 等	598
そ の 他 の 資 産	48,476	リ ー ス 債 務	1,173
有 形 固 定 資 産	32,126	資 産 除 去 債 務	370
無 形 固 定 資 産	3,035	そ の 他 の 負 債	6,919
前 払 年 金 費 用	3,252	賞 与 引 当 金	925
繰 延 税 金 資 産	3,102	退 職 給 付 引 当 金	238
支 払 承 諾 見 返	10,523	そ の 他 の 引 当 金	1,398
貸 倒 引 当 金	△ 14,767	支 払 承 諾	10,523
		負 債 の 部 合 計	3,389,695
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	27,484
		資 本 剰 余 金	49,609
		資 本 準 備 金	27,431
		そ の 他 資 本 剰 余 金	22,177
		利 益 剰 余 金	53,480
		利 益 準 備 金	53
		そ の 他 利 益 剰 余 金	53,427
		別 途 積 立 金	2,325
		繰 越 利 益 剰 余 金	51,102
		株 主 資 本 合 計	130,574
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,525
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,525
		純 資 産 の 部 合 計	137,100
資 産 の 部 合 計	3,526,795	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,526,795

中間損益計算書 { 2019年 4月 1日から  
2019年 9月 30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		23,209
資 金 運 用 収 益	15,482	
(うち貸出金利息)	( 13,977 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 1,132 )	
役 務 取 引 等 収 益	6,209	
そ の 他 業 務 収 益	1,182	
そ の 他 経 常 収 益	334	
経 常 費 用		20,826
資 金 調 達 費 用	535	
(うち預金利息)	( 470 )	
役 務 取 引 等 費 用	2,713	
そ の 他 業 務 費 用	60	
営 業 経 費	16,471	
そ の 他 経 常 費 用	1,044	
経 常 利 益		2,382
特 別 損 失		29
税 引 前 中 間 純 利 益		2,353
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	363	
法 人 税 等 調 整 額	377	
法 人 税 等 合 計		740
中 間 純 利 益		1,612

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等（時価のある株式については中間決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
その他	2年～20年

#### (2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者、及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）を採用しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,975百万円であります。

#### (2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準により行っております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理

(4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

睡眠預金払戻損失引当金 634 百万円

負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

偶発損失引当金 764 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額4,844百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,706百万円、延滞債権額は42,777百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は323百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,512百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,321百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,862百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、46,978百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

### 担保に供している資産

有価証券	19,669 百万円
貸出金	34,518 百万円
預け金	0 百万円
その他の資産	108 百万円

### 担保資産に対応する債務

預金	4,767 百万円
借入金	3,592 百万円
債券貸借取引受入担保金	10,370 百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券1,834百万円、金融商品等差入担保金2,651百万円、先物取引差入証拠金255百万円及びその他の資産（中央清算機関差入証拠金等）30,057百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金3,042百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、519,788百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が496,867百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 23,048百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,200百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は39,272百万円であります。
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は6.64%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益163百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損305百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金240百万円、貸倒引当金繰入額224百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2019年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	3,912	3,914	2
	小計	3,912	3,914	2
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	502	502	△ 0
	小計	502	502	△ 0
合計		4,414	4,416	2

2. 子会社・子法人等株式 (2019年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式、出資金

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	4,844
合計	4,844

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (2019年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	16,644	8,547	8,097
	債券	113,758	112,752	1,006
	国債	31,629	31,286	342
	地方債	20,360	20,268	91
	社債	61,769	61,196	573
	その他	13,575	12,511	1,063
	小計	143,978	133,810	10,167
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	942	1,317	△ 375
	債券	17,772	18,004	△ 232
	国債	6,666	6,834	△ 168
	地方債	211	211	△ 0
	社債	10,894	10,958	△ 64
	その他	10,057	10,296	△ 239
	小計	28,771	29,619	△ 847
合計		172,750	163,430	9,319

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
株式	1,905
その他	4,352
合計	6,257

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、40百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

##### 1. 満期保有目的の金銭の信託（2019年9月30日現在）

該当ありません。

##### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年9月30日現在）

該当ありません。



(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,588 百万円
退職給付引当金	2,542
賞与引当金	282
未払事業税	113
減価償却額	263
有価証券償却否認額	552
税務上の繰越欠損金(注)	56
その他	1,236
繰延税金資産小計	9,638
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,398
評価性引当額	△ 1,398
繰延税金資産合計	8,239
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 994
退職給付信託設定益	△ 1,275
その他有価証券評価差額金	△ 2,794
その他	△ 73
繰延税金負債合計	△ 5,137
繰延税金資産の純額	3,102 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	—	—	—	—	—	56	56
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	56	56 (*2)

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるため、回収可能と判断しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産 3,340円74銭

1株当たりの中間純利益 39円30銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

# 第 2 1 期 中 間 決 算 公 告

2019年12月20日

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号  
株式会社 みなと銀行  
取締役頭取 服部 博明

中間連結貸借対照表 (2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	523,410	預 金	3,335,797
コールローン及び買入手形	12,028	譲 渡 性 預 金	1,600
買 入 金 銭 債 権	1,535	債券貸借取引受入担保金	10,370
商 品 有 価 証 券	7	借 用 金	8,858
有 価 証 券	186,458	外 国 為 替	264
貸 出 金	2,699,304	そ の 他 負 債	21,648
外 国 為 替	5,238	賞 与 引 当 金	1,010
リ ー ス 債 権 及 び	7,713	退 職 給 付 に 係 る 負 債	571
リ ー ス 投 資 資 産	63,432	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	47
そ の 他 資 産	32,308	そ の 他 の 引 当 金	1,536
有 形 固 定 資 産	3,074	繰 延 税 金 負 債	511
無 形 固 定 資 産	3,615	支 払 承 諾	10,577
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,305	負 債 の 部 合 計	3,392,795
繰 延 税 金 資 産	10,577	( 純 資 産 の 部 )	
支 払 承 諾 見 返	△ 15,860	資 本 金	27,484
貸 倒 引 当 金		資 本 剰 余 金	49,609
		利 益 剰 余 金	57,083
		株 主 資 本 合 計	134,177
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,534
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	122
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	7,656
		非 支 配 株 主 持 分	1,521
		純 資 産 の 部 合 計	143,355
資 産 の 部 合 計	3,536,151	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,536,151

中間連結損益計算書 ( 2019年4月1日から )  
( 2019年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		27,047
資 金 運 用 収 益	15,648	
(うち貸出金利息)	( 13,986 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 1,140 )	
役 務 取 引 等 収 益	7,248	
そ の 他 業 務 収 益	3,818	
そ の 他 経 常 収 益	331	
経 常 費 用		23,848
資 金 調 達 費 用	519	
(うち預金利息)	( 470 )	
役 務 取 引 等 費 用	2,468	
そ の 他 業 務 費 用	2,452	
営 業 経 費	17,337	
そ の 他 経 常 費 用	1,069	
経 常 利 益		3,198
特 別 損 失		30
固 定 資 産 処 分 損	30	
税金等調整前中間純利益		3,167
法人税、住民税及び事業税	594	
法人税等調整額	369	
法人税等合計		963
中間純利益		2,203
非支配株主に帰属する中間純利益		67
親会社株主に帰属する中間純利益		2,135

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ①連結される子会社及び子法人等 8社

みなとビジネスサービス株式会社  
みなとアセットリサーチ株式会社  
みなと保証株式会社  
みなとリース株式会社  
株式会社みなとカード  
みなとシステム株式会社  
みなとキャピタル株式会社  
みなとコンサルティング株式会社

#### ②非連結の子会社及び子法人等 5社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### ②持分法適用の関連法人等

該当ありません。

#### ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 5社

#### ④持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 8社

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等（時価のある株式については中間連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者、及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）を採用しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,435百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

### (7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

睡眠預金払戻損失引当金 634 百万円

負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

偶発損失引当金 764 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 1,087百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,614百万円、延滞債権額は42,544百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は323百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,512百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,995百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,862百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、46,978百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産

有価証券	19,669 百万円
貸出金	34,518 百万円
預け金	0 百万円
その他資産	108 百万円

  
担保資産に対応する債務

預金	4,767 百万円
借入金	3,592 百万円
債券貸借取引受入担保金	10,370 百万円

  
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券1,834百万円、金融商品等差入担保金2,651百万円、先物取引差入証拠金255百万円及びその他資産(中央清算機関差入証拠金等)30,057百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金3,087百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、526,577百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が503,656百万円であります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 23,295百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,200百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は39,272百万円であります。
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は6.81%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益163百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損305百万円、貸倒引当金繰入額249百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金240百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 2,791百万円



(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（注2参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	523,410	523,410	—
(2) コールローン及び買入手形	12,028	12,028	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	7	7	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	4,414	4,416	2
其他有価証券	174,618	174,618	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(※1)	2,699,304 △ 15,332		
	2,683,972	2,697,572	13,600
資産計	3,398,452	3,412,055	13,602
(1) 預金	3,335,797	3,336,053	255
(2) 譲渡性預金	1,600	1,599	△ 0
(3) 債券貸借取引受入担保金	10,370	10,370	—
(4) 借入金	8,858	8,814	△ 44
負債計	3,356,626	3,356,837	211
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,756	1,756	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1,756	1,756	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(4) 有価証券

株式は当中間連結会計期間末前1カ月の取引所価格の平均に基づいて算定された価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表される基準価額によっております。自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

#### (5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### 負債

##### (1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。

##### (3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (4) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1) (※2)	1,985
②組合出資金等(※3)	5,439
合 計	7,425

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はありません。

(※3) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2019年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	3,912	3,914	2
	小計	3,912	3,914	2
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	502	502	△ 0
	小計	502	502	△ 0
合計		4,414	4,416	2

2. その他有価証券 (2019年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,744	8,582	8,161
	債券	113,758	112,752	1,006
	国債	31,629	31,286	342
	地方債	20,360	20,268	91
	社債	61,769	61,196	573
	その他	15,308	12,511	2,796
	小計	145,812	133,846	11,965
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	977	1,377	△ 400
	債券	17,772	18,004	△ 232
	国債	6,666	6,834	△ 168
	地方債	211	211	△ 0
	社債	10,894	10,958	△ 64
	その他	10,057	10,296	△ 239
	小計	28,806	29,679	△ 872
合計		174,618	163,525	11,093

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、40百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産 3,456円10銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益 52円4銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載していません。